

(質問)

避難の指示は、誰が行うのですか。

(回答)

災害が発生し、または発生する恐れがある場合に避難するかどうかの判断は、基本的に各個人にゆだねられています。ただし、人の生命や身体を災害から保護し、その他地域の拡大を防止する必要があると認められるときには、市町村長が**避難の勧告**を行い、さらに急を要するときには**避難の指示**を行うことができるとされています。

仮に市町村の機能が麻痺したときあるいは消防職員を含む市町村職員が当該地にいないときなど、市町村長が避難のための立ち退きを指示等を行えず、しかも事態が急迫しているような場合には、**警察官**や**海上保安官**が避難のための立ち退きを指示することができるとされています。

このほか、避難のための立ち退きの指示について規定した例として、

- ①**水防法**：洪水等により著しい危険が切迫している場合→都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者
- ②**地すべり等防止法**：地すべりにより著しい危険が切迫している場合→都道府県知事、その命を受けた都道府県の吏員
- ③**警察官職務執行法**：人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災その他の危険な事態がある場合→警察官
- ④**大規模地震対策特別措置法**：警戒宣言が発せられた場合、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生する恐れがあると認めたとき、あるいは特に必要があると認めたとき→警察官（警告又は指示、危険な場所への立ち入り禁止）
- ⑤その他：**消防法**→消防吏員  
などがあります。

問い合わせ先

連絡先	山梨県総務部消防防災課	防災対策担当
電話	055-223-1432	
FAX	055-223-1439	
E-Mail	shobo@pref.yamanashi.jp	